

公 示

令和6年度上半期における臨時海技士国家試験を下記のとおり実施するので、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第22条第3項の規定により公示する。

令和6年5月27日

神戸運輸監理部長

記

試験開始期日	試験地	試験種別	予定人員	備考
令和6年 6月24日	神戸市	五級海技士（航海） 四級海技士（航海） 内燃機関 五級海技士（機関） 内燃機関 四級海技士（機関）	1名 14名 1名 12名	独立行政法人 海技教育機構 海技大学校 海技士教育科海技専攻課程海技士コースを令和6年6月に卒業する者に限る。

(注)

1. 試験申請書は、令和6年6月14日までに、当運輸監理部 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課へ提出すること。
2. 受験者が、予定人員より著しく減少した場合は、当試験を中止することがある。
3. その他試験実施に必要な事項は、その都度公示する。